[論文]

# 種子法廃止後における公共種子制度の展開(2・完)

# 國 井 義 郎

名古屋学院大学法学部

# 要旨

前稿では、主要農作物種子法(種子法)廃止後の種子条例および種子要綱の展開状況を概観しつつ、種子条例や種子要綱に準拠して優良な公共種子を提供する公共種子制度を維持しようとする試みを整理し今後の課題を考察した。その後、新たな種子条例が制定されたことや、種苗法が改正されるなど、看過しがたい展開が見られた。本稿では、改めて種子条例を分類しつっそれらの特徴を追い、種苗法の改正が公共種子制度の運用に与える影響について考察する。

キーワード:種子条例,種苗法改正,公共種子制度

# Development of legislations by local-government after repeal the Seed acts (Part. 2)

Yoshio KUNII

Faculty of Law Nagoya Gakuin University

# 1. はじめに

#### 1.1 本稿の狙い

主要な穀物(稲、大豆、大麦や小麦)の品種改良、その品種改良によって生み出された優良な品種を農業者に安価な価格で安定供給することに、国や地方公共団体は、公金を投入しいかなる責務を負い果たすべきか、かかる問題提起は、公共種子制度とは何かという問題と直接繋がっている。本稿では、公共種子制度について、①安全な主要農作物(稲や麦等を中心とする穀物)を安定的に供給するため、②政府(国および自治体)の責任において、③かかる農作物の優良な種子を生産者に対して安価かつ継続的に供給することを目的として、④予算を通じた公金の支出を継続することを前提としつつ実施される公共種子事業を法的に根拠付ける制度と定義したい。主要農作物種子法(昭和27年5月1日法律第131号、平成29年4月14日廃止。以下「種子法」という)の廃止前においては、国と都道府県は、公共種子制度を担っていた。しかし、種子法廃止後においては、道府県が公共種子事業を担っている。

私は、前稿<sup>1</sup>で、第1に、種子法廃止後、稲などの主要農作物の優良な公共種子の開発および普及を公金によって支援する法制度(以下「公共種子制度」という)を担う、種子条例・種苗条例および種子要綱の展開を追い、種子条例・種苗条例および種子要綱を分類しその内容について検討した結果、種子法廃止後にあっても、種子法廃止前における公共種子制度の内容が種子条例および種子要綱により維持されていることを明らかにした<sup>2)</sup>。第2に、「今治市食と農のまちづくり条例」(平成18年9月29日・条例59号。以下「今治市食育条例」という)および「今治市食と農のまちづくり条例施行規則」(平成18年9月29日・規則61号。以下「今治市食育条例施行規則」という)の内容を示しながら、市町村が公共種子制度に参画する可能性およびその意義について考察した<sup>3)</sup>。

その後、2020年12月、第203回国会において種苗法の一部を改正する法律が成立し、種苗法(平成10年法律第83号)が改正された。改正種苗法により、令和3年4月1日からは登録品種の海外への持出制限や国内の栽培地域の制限が可能となり、令和4年4月1日からは、登録品種の増殖は許諾に基づいて行うこととなるとともに、育成者権者の侵害立証が容易となる。これにより、公共種子・種苗(国や都道府県により開発された優良な品種の種子・種苗)の知的財産権が保護しやすくなり、登録品種を適切に管理することによって、農業者の所得向上や地域の振興に寄与し、わが国の農業の発展を支える優良な植物新品種流出を防止することが可能となり、更なる品種開発と優良な品種の農業者による持続的な利用の確保が進むことが期待される(「公的機関における開発品種の許諾に係るガイドライン」農林水産省食料産業局長・農林水産省農林水産技術会議事務局長・令和3年3月30日2食産第6909号2農会第795号。以下「公的機関開発品種の許諾ガイドライン」という)。この種苗法改正が公共種子制度の運用にいかなる影響を及ぼすのかについて、本稿で考察する。

<sup>1)</sup> 國井義郎「種子法廃止後における公共種子制度の展開 (1)」名古屋学院大学論集(社会科学編) 57巻3号47 頁~62頁。

<sup>2)</sup> 國井·前出注(1)49頁~59頁。

<sup>3)</sup> 國井・前出注(2)59頁~62頁。

さて、前稿において、種子条例・種苗条例および種子要綱を分類するに当たり、後述の神山智美准教授による分類<sup>4)</sup>を前提としつつ、その当時に制定された種子条例を追加した分類を試みた<sup>5)</sup>。神山智美准教授が種子条例、種苗条例および種子要綱等の制定状況やその共通点および相違点を、明確かつ的確に分類整理した手法や丁寧な分析を加えたことに対して、あらためて敬意を表する次第である。しかし、種子条例の制定状況の展開が見られることから、種子条例・種苗条例および種子要綱を新たな視点から分類する必要があろう(本稿1.2種子条例・種苗条例および種子要綱の展開)。

本稿では、1で本稿の狙いやその構成について述べ、2で種子条例・種苗条例の特色について述べ、3.1. で種苗法改正が公共種子制度に与える影響について述べ、3.2. で前稿と本稿の内容を総括する。

#### 1.2 種子条例・種苗条例および種子要綱の展開

# (1) 公共種子制度とは

公共種子制度は、本稿1.1で前述したように、①安全な主要農産物を安定的に供給するための品種 改良事業を展開することが前提となっており(公共種子開発事業)、②かかる品種改良事業を政府(国 および自治体)の責任において(政府責任)、③かかる農作物の優良な種子を生産者に対して安価か つ継続的に供給することを目的として(公共種子普及事業)、④公共種子開発事業や公共種子普及事 業を公金の支出によって継続的に行うこと(予算措置ないし財政措置)を具体的な内容としている。

公共種子制度の主要な内容(以下「根本的事項」という)は、①道府県が公的種子事業を行う旨を定めた規定(公営種子事業)、②公的種子の開発および管理に必要な技術事項に関する規定(技術的事項)、③公共種子事業に対して交付金が支出される旨の規定(交付金支出または予算措置)である。。これら4つの根本的事項は、公共種子制度の普遍的な内容といえるが、①公営種子事業、②技術的事項および③予算措置は、種子法および種子法施行規則に定められた内容を基盤としており、②技術的事項の詳細については、種子法運用基本要綱および種子法運用通知に定められた内容を基盤としている。。

技術的事項とは、公共種子を開発する品種改良の過程を厳格に規律することにより、都道府県に対して、公共種子(新品種)のみならず原種(採種稲の種子)や原原種(原原種の大本の種子)の生産を行うことや、種子生産は場(圃場)の指定や審査を行うことを義務付けるものである(旧種子法7条1項、ただし、現在では現行の条例および要綱の条項)。技術的事項は、①新品種の開発に失敗した場合であっても、原種および原原種が他品種と交雑せずに継続して生産されることにより、次の新品種開発の機会に備えることを可能とするために危機管理の見地から重要な規律内容であり、②新品種と比較して市場価値が低い品種であっても生産を継続することによって種子の多様性を維持するう

<sup>4)</sup> 神山智美「種子法廃止と2020年度種苗法改正案から考える行政の役割と種子条例・種苗条例の今後(上)」 自治総研501号71頁~106頁。

<sup>5)</sup> 國井·前出注(1)53頁【別表1-A】,55頁【別表2-A】,56頁【別表3】。

<sup>6)</sup> 國井·前出注(1)52頁。

<sup>7)</sup> 國井・前出注(1)49頁,50頁。

えでも極めて重要な規律内容である8)。

#### (2) 種子条例・種苗条例および種子要綱の展開(根拠ルールによる分類)

公共種子制度を、いかなるルールに基づいて規律されるべきか。

まず、東京都は公共種子事業を行っていないので、種子条例も種子要綱も制定していない。山梨県は、公共種子事業に要する経費について、地方交付税措置を講じている。大阪府および奈良県は、公共種子事業に対する姿勢を明確にしていない。これらの例外を除いては、①種子要綱に基づいて公的種子事業を行う県(種子要綱準拠自治体)、②種子条例または種苗条例に基づいて公的種子事業を行う道府県(条例準拠自治体)に大別できる。なお、②条例準拠自治体においても、公的種子制度の根本的事項を条例で制定しつつ、技術的事項等の細目を要綱で定めている自治体がある。そうした意味において、①要綱準拠自治体とは、公共種子制度の根本的事項を要綱で定めている自治体を意味する。①現時点における要綱準拠自治体(2.1〈1〉【別表1】要綱準拠型自治体)

この範疇に属する自治体として、青森県、福島県、神奈川県、静岡県、京都府、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県および沖縄県がある。 ②現時点における条例準拠自治体

この範疇に属する自治体として,兵庫県,新潟県,埼玉県,山形県,富山県,福井県,北海道,宮崎県,岐阜県,鳥取県,長野県,宮城県,栃木県,熊本県,茨城県,石川県,愛知県,鹿児島県,群馬県,三重県,広島県,千葉県,秋田県,徳島県,岩手県および滋賀県がある。

# (3) 種子条例・種苗条例および種子要綱の内容に基づく分類

#### ①要綱準拠自治体

要綱準拠自治体が定めた種子要綱の多くが、旧種子法時代の制定内容(根本的事項)を要綱という 法形式を通じて復活させた旧種子法復活型要綱に属する(青森県、福島県、神奈川県、静岡県、京都 府、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県および 大分県)。例外的に、沖縄県特別栽培農産物認証要綱のように、単なる種子法復活型要綱にとどまらず、 遺伝子汲み前種子や農薬等の使用を規制し、環境保全まで視野に入れた要綱をも存在する<sup>9)</sup>。

# ②条例準拠自治体(公共種子条例)

条例準拠自治体が定めた種子条例の多くが、旧種子法時代の制定内容(根本的事項)を条例という 法形式を通じて復活させた旧種子法復活型条例に属する(兵庫県、新潟県、埼玉県、山形県、富山県、 福井県、宮崎県、岐阜県、鳥取県、長野県、石川県、栃木県、鹿児島県、群馬県、三重県および千葉 県)。さらに、種子条例に根本的事項にとどまらず基本理念を追加した基本理念追加型条例も存在す る(北海道、宮城県、熊本県、茨城県、広島県、愛知県、岐阜県および滋賀県さらに令和3年に公布 された秋田県、徳島県および岩手県)。

<sup>8)</sup> 國井·前出注(1)49頁。

<sup>9)</sup> 國井・前出注(1)52頁。

#### ④条例準拠自治体(種苗条例)

なお、前稿では、栃木県種苗条例を、別枠の種苗条例として分類していた<sup>10</sup>。たしかに、栃木県種苗条例は、種苗法に準拠した条例であり、種苗法と栃木県種苗条例の間には条例制定限界論が妥当する条例であるとの指摘もある<sup>11</sup>。前稿において、栃木県種苗条例は、「県は、種苗生産等計画策定者、育苗事業者、種苗生産者その他関係者と連携し、奨励品種のうち県が育成した品種に係る知的財産権を保護するものとし、当該知的財産権の活用に努めるものとする」(同条例9条)と定めている。しかし、他方では、栃木県種苗条例8条において、種子法廃止前の原種・原原種生産に関する規定を想起させる内容を定めており、全体的に、栃木県種苗条例は、種苗法に準拠しつつも、種子法廃止前の立法内容から完全には脱却できていないと結論づけた<sup>12)</sup>。しかし、本稿2.1(3)②で後述するように、前稿で私が展開した持論を修正せざるを得ないと考える。すなわち、栃木県種苗条例は、種苗条例の先駆け的な立法としての意義があり、やや中途半端な性質があるとはいえ、種苗法に準拠した公共種苗制度を模索したものとして評価すべきであると考える。なお、本稿2.1(3)②で後述するように、種苗条例の範疇に属する条例としては、栃木県種苗条例、鹿児島県種苗条例および滋賀県農業推進条例がある。

令和3年4月から施行される条例については本稿2で詳細に分析するが、前稿で分析した条例や要綱については前稿の記述に譲りたい。

# 2 種子条例・種苗条例および種子要綱の展開

# 2.1 種子条例・種苗条例および種子要綱の展開(令和3年公布条例を中心として)

(1)【別表1】要綱準拠型自治体(2021年5月1日現在)

| 府県名  | 要綱・要領の正式名称            | 施行日          |
|------|-----------------------|--------------|
| 青森県  | 主要農作物種子要綱             | 令和元年4月1日     |
| 福島県  | 稲,麦類及び大豆の種子の生産等に関する要綱 | 平成30年4月1日施行  |
| 神奈川県 | 稲麦等種子対策要綱             | 平成30年4月1日施行  |
| 静岡県  | 主要農作物採種事業の実施について      | 平成30年3月26日施行 |
| 京都府  | 主要農作物種子生産及び供給事業実施要綱   | 平成30年4月1日施行  |
| 和歌山県 | 主要農作物採種授業実施要綱         | 昭和37年8月23日施行 |
| 島根県  | 主要農作物種子事業実施要綱         | 平成30年4月1日施行  |
| 岡山県  | 稲,麦類及び大豆の種子供給に係る基本要綱  | 平成30年4月1日施行  |
| 山口県  | 主要農作物種子生産実施要綱         | 平成30年4月1日    |

<sup>10)</sup> 國井・前出注(1)57頁・58頁。

<sup>11)</sup> 神山智美「種子法廃止と2020年度種苗法改正案から考える行政の役割と種子条例・種苗条例の今後(下)」 自治総研502号52頁。

<sup>12)</sup> 國井•前出注(1)58頁。

| 香川県 | 主要農作物採種事業実施要綱  | 平成30年4月1日施行   |
|-----|--|---------------|
| 愛媛県 | 主要農作物採種事業実施要綱  | 平成30年4月1日施行   |
| 高知県 | 主要農作物種子生産要綱  | 平成30年4月1日施行   |
| 福岡県 | 稲、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱   | 平成26年12月25日施行 |
| 佐賀県 | 主要農作物種子生産基本要領  | 平成31年1月30日施行  |
| 長崎県 | 主要農産物種子制度基本要領  | 平成30年4月1日施行   |
| 大分県 | 主要農作物種子制度基本要綱  | 平成30年4月1日施行   |
| 沖縄県 | *主要農作物種子生産取扱基本要綱は制定されていないが,下記の要綱・要領等が制定されている。<br>特別栽培農作物認証要綱<br>特別農産物認定要綱実施要綱<br>特別栽培農産物認定制度適用要件<br>特別栽培農産物認証基準<br>特別栽培農産物認証審査会設置要領<br>特別栽培農産物認証表示基準<br>特別栽培農産物認証表示基準<br>特別栽培農産物即委員会設置要領 | 平成29年4月1日施行   |

以下,本稿では,【別表1】に準拠して,「各府県名+種子要綱」または「各府県名+種子要領」と表記する(〈例〉「青森県種子要綱」や「佐賀県種子要領」など)。なお,前稿【別表1-A】「種子要綱または種子要領により公共種子事業を規律する府県」(國井・前出注〈1〉53頁)から,秋田県種子要綱,岩手県種子要綱,徳島県種子要綱および滋賀県種子要綱が条例化されたため,これらの種子要綱を削除した。

# (2)【別表2】条例準拠型自治体(2021年5月1日現在)

| 道府県名 | 条例の正式名称  | 施行日           |
|------|--|---------------|
| 兵庫県  | 主要農作物種子生産条例  | 平成30年4月1日施行   |
| 新潟県  | 新潟県主要農作物種子条例   | 平成30年4月1日施行   |
| 埼玉県  | 埼玉県主要農作物種子条例   | 平成30年4月1日施行   |
| 山形県  | 山形県主要農作物種子条例   | 平成30年10月16日施行 |
| 富山県  | 富山県主要農作物種子条例   | 平成31年1月1日施行   |
| 福井県  | 福井県主要農作物等の種子の生産に関する条例  | 平成31年4月1日施行   |
| 北海道  | 北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例<br>(以下,「北海道種子条例」という)<br>なお,北海道においては,北海道種子条例の他に,2条例・1規<br>則が定められている(本稿2.1.〈3〉①で後述)。 | 平成31年4月1日施行   |
| 宮崎県  | 宮崎県主要農作物等種子生産条例  | 平成31年4月1日     |
| 岐阜県  | 岐阜県主要農作物種子条例   | 平成31年4月1日施行   |

| 鳥取県  | 鳥取県農作物種子条例                                    | 令和元年7月4日施行   |
|------|---|--------------|
| 長野県  | 長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例                      | 令和2年4月1日施行   |
| 宮城県  | 宮城県主要農作物種子条例                                  | 令和2年4月1日施行   |
| 栃木県  | 栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例(以下,「栃<br>木県種苗条例」という) | 令和2年4月1日施行   |
| 熊本県  | 熊本県主要農作物の種子の生産及び供給に関する条例                      | 令和元年12月20日施行 |
| 茨城県  | 茨城県主要農作物の種子の生産及び供給に関する条例                      | 令和2年4月1日施行   |
| 石川県  | 石川県主要農作物種子条例                                  | 令和2年4月1日施行   |
| 鹿児島県 | 鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例(以下,「鹿<br>児島県種苗条例」という) | 令和2年4月1日施行   |
| 群馬県  | 群馬県主要農作物種子条例                                  | 令和2年6月23日施行  |
| 三重県  | 三重県主要農作物種子条例                                  | 令和2年9月1日施行   |
| 広島県  | 広島県主要農作物等種子条例                                 | 令和2年7月6日施行   |
| 千葉県  | 千葉県主要農作物等種子条例                                 | 令和2年10月20日施行 |
| 愛知県  | 主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例                 | 令和2年4月1日施行   |
| 秋田県  | 秋田県主要農作物種子条例                                  | 令和3年4月1日施行   |
| 岩手県  | 岩手県主要農作物等の種子等に関する条例                           | 令和3年4月1日施行   |
| 徳島県  | 徳島県主要農作物等種子条例                                 | 令和3年3月19日施行  |
| 滋賀県  | 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例                           | 令和3年4月1日施行   |
|      |   |              |

以下,本稿では,【別表2】に準拠して,「各道府県名+種子条例」または「各県名+種苗条例」と表記する(〈例〉「兵庫県種子条例」や「栃木県種苗条例」など)。なお,前稿【別表2-A】「種子条例により公共種子事業を規律する道県」(國井・前出注〈1〉55頁)の内容に,令和3年4月1日より施行される条例(秋田県,岩手県,徳島県および滋賀県)を追加した。滋賀県の条例については,本稿2.1.(3)①で後述するように,「滋賀県農業推進条例」と表記する。

各条例の内容は、公共種子制度の根本事項、技術的事項を定めているという点でほぼ一定している。 しかし、【別表3】で示した通り、各条例独自の規定も見られる。なお、前稿【別表3】「種子条例および種苗条例における『差異』の具体例」(國井・前出注〈1〉56頁【別表3】)の内容に、令和3年4月1日施行の4条例の独自規定を追加したものである。

【別表3】種子条例および種苗条例における独自規定

| 項目          | 条例名称,各条例における独自規定の具体例および条項               |
|-------------|---|
| ① <b>対象</b> | 一般的な種子条例・種苗条例:「稲,大麦,小麦及び大豆」(下記の各条例でも共通) |
|             | A 北海道種子条例:「小豆,えんどう,いんげん及びそば」を追加(2条)     |
|             | B 長野県種子条例:「そば」を追加(2条)                   |
|             | C 宮崎県種子条例:「そば」を追加(2条)                   |

| ①対象                           | <ul> <li>□ 茨城県種子条例:「そばその他知事が定める作物」を追加(2条)</li> <li>E 千葉県種子条例:「落花生」を追加(2条2号)</li> <li>F 鹿児島種苗県条例:「さとうきび」を追加(2条1号)</li> <li>G 岩手県種子条例:「そば、雑穀、野菜、果樹及び花き」を追加(2条1号)</li> <li>E 徳島県種子条例:「あわ、きび、たかきび、ひえ、しこくびえ、そば、ごうしゅいも及びたであい」を追加(2条2号)</li> <li>F 滋賀県農業推進条例: 同条例2条の定義規定に「主要農作物」の定義が示されていないが、同条例10条で「主要農作物」の具体的内容として一般的な種子条例と同一の定めをおく。</li> </ul> |
|-------------------------------|--|
| ②「種苗」に<br>関する言及               | A 栃木県種苗条例:「奨励品種の優良な種苗の安定供給の促進を目的」(1条)<br>「いちごその他の園芸作物」(2条)を奨励品種とする。<br>B 鹿児島県種苗条例:「主要農作物の優良な種苗の安定的な生産及び供給を目的」(1条)<br>C 北海道種子条例:種子生産者に対して種苗法に基く生産又は調整に関する基準等を遵守する義務を定める(6条)   |
| ③種子計画                         | -般的な種子条例: 知事又は県が種子計画を策定する。 A 鳥取県種子条例: 原則として知事が種子計画を策定するが (5条), 指定種子改良団体が 指定された指定農作物の種類について種子計画を策定する (14条・15条) B 長野県種子条例: 種子管理団体の長が県と協議の上で種子計画を策定する (8条) C 栃木県種苗条例: 種苗生産計画策定者が知事と協議して種苗生産等計画を策定する(4条) D 滋賀県農業推進条例: 種子計画または種苗計画の策定手続に関する条項がない。しかし, 技術的事項 (原種, 原原種の生産やほ場審査) については, 同条例10条2号・3号に簡潔な規定がある。                                      |
| ④原種及び原<br>原種の生産               | 一般的な種子条例・種苗条例:県と種子団体(農業団体)が相互協力しつつ生産する。<br>長野県条例:原原種は県が生産し、原種は種子管理団体が生産する(9条)  |
| ⑤種子生産ほ<br>場指定及び<br>ほ場審査       | 一般的な種子条例・種苗条例:知事が種子生産は場の指定と審査を行う。<br>A 指定ではなく「届出」:長野県種子条例10条,宮城県種子条例11条,広島県種子条例9<br>条<br>B 指定ではなく「設置の指導」;岐阜県種子条例7条<br>C 指定・審査等の規定なし:埼玉県種子条例および栃木県種苗条例  |
| ⑥伝統野菜や<br>野菜農作物<br>に関する言<br>及 | 一般的な種子条例・種苗条例:言及なし<br>A 長野県種子条例:伝統野菜等の種子について生産等に係る支援あり(13条)<br>B 広島県種子条例:野菜等農作物も特定品種に加え知事の種子保存義務の対象とする(12<br>条)<br>C 岩手県種子条例:伝統野菜等の種子の保存に関する規定あり(10条)。<br>D 滋賀県農業推進条例:知事が伝統野菜の種子の保存および需要拡大のための情報発信等<br>の必要な施策を講ずる(12条)。  |
| ⑦滋賀県農業<br>推進条例の<br>独自規定       | 滋賀県農業推進条例には、下記の独自規定がある。 ・農地の生産力の最大化(7条) ・情報通信技術等の活用に関する調査研究および普及(9条) ・多様な農業者等の確保および育成(13条) ・環境と調和の取れた農業の普及(14条) ・気候変動への適用(15条)   |

#### ⑧財政的措置

一般的な種子条例・種苗条例:公共種子の開発及び普及への財政措置規定あり。 新潟県種子条例,富山県種子条例及び兵庫県種子条例:財政措置の明文規定が存在しない。 \*しかし,既に公共種子の開発及び普及については一般財源化された。この意味において, 財政措置の明文化規定の存否は,相対的な差異といえよう。

#### (3) 種子条例の内容

#### ①基本理念の規定

前稿において,条例に基本理念を盛り込んだ前文および条項の例として,宮城県種子条例3条1項・ 2項,愛知県種子条例3条3項,熊本県種子条例3条3項,岐阜県種子条例前文および2条3項,茨城 県種子条例3条,広島県種子条例3条1項がある<sup>13)</sup>。

さらに、北海道では、公共種子事業について、前述の北海道種子条例の他に、2条例・1規則を定めている。すなわち、A「北海道食の安全・安心条例」(平成17年3月31日条例第9号。以下「北海道食の安全・安心条例」という)、B「北海道遺伝子組換作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」(平成17年3月31日条例第10号。以下「北海道遺伝子組換作物条例」という)、C「北海道遺伝子組換作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例施行規則」(平成17年9月9日規則第87号。以下「北海道遺伝子組換作物条例施行規則」という)である。北海道種子条例3条においても基本理念を定めている<sup>14</sup>。これらの前文および条項の具体的な内容については、前稿を参照されたい。

基本理念追加型条例において条項や前文に盛り込まれた主要な理念として、(a)農業の持続的発展、(b) 良質な食料の安定的な確保、(c) 公共種子事業における官民協働がある。

- まず、(a) 農業の持続的発展および(b) 良質な食料の安定的な確保は、旧種子法の立法目的すなわち主要農産物の安定供給および優良な種子の開発(旧種子法1条)を目指す方向性と同じくしており、食料・農業・農村基本法の立法目的として規定された基本理念(食料・農業・農村基本法1条)と同様の方向を目指す基本理念である。
- 次に、(c) 公共種子事業における官民協働は、近年顕著に見られる傾向、すなわち自由主義に基づき既存の規制を見直し規制緩和を目指す立法傾向や、「官(国)ができることは官が、自治体ができることは自治体が、民(民間企業)ができることは民が担うべき」とする地方分権化改革および民営化・規制緩和と目指す方向性が共通するように考えられる。
- (a) 農業の持続的発展および(b) 良質な食料の安定的な確保は,条例準拠型自治体において制定された種子条例において目的規定として広く規定されているが,これら両理念を基本理念として謳う条項の制定例としては,北海道種子条例3条および北海道食の安全・安心条例1条,宮城県種子条例1条・3条1項,熊本県種子条例1条,茨城県種子条例1条,広島県種子条例1条,愛知県種子条例1条,岐阜県種子条例前文・1条,秋田県種子条例1条・3条,岩手県種子条例1条・3条3号,徳島県種子条例1条・3条および滋賀県農業推進条例前文・1条・3条1号がある。

<sup>13)</sup> 國井·前出注(1)56頁·57頁。

<sup>14)</sup> 國井•前出注(1)59頁。

(c) 公共種子における官民協働を基本理念として謳う条項の制定例としては、宮城県種子条例3条2項, 愛知県種子条例3条3項, 熊本県種子条例3条3項, 岐阜県種子条例2条3項, 茨城県種子条例3条, 広島県種子条例3条1項, 北海道種子条例3条2項および北海道食の安全・安心条例3条, 秋田県種子条例3条, 徳島県種子条例3条, 滋賀県農業推進条例3条3項がある。

令和3年4月施行の種子条例では、下記の通り、いずれも基本理念が条例の条項として盛り込まれている(秋田県種子条例3条、岩手県種子条例3条、徳島県種子条例3条および滋賀県農業推進条例3条)。

# 【基本理念が謳われた条例の制定例(令和3年4月1日施行の条例)】

#### 秋田県種子条例

3条 高品質な主要農作物の生産に欠かせない優良な種子の確保及び安定的な供給は、本県農業の持続的な発展に寄与するという認識の下に、県、農業協同組合その他主要農作物の種子の生産に関わる団体(以下「関係団体」という。)が連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

#### 岩手県種子条例

- 3条 この条例に規定する県の措置等は、次に掲げる事項を旨として実施されなければならない。
  - 1号 主要農作物等の種子等は、公共財としての側面を有する重要な農業資材であること。
  - 2号 栽培適地、用途その他の栽培上又は利用上の特徴が本県の自然的経済的条件に適合した主要農作物等の品種の種子等が牛産され、及び普及されること。
  - 3号 主要農作物等の生産者に対して、主要農作物等の優良な種子等を選択する機会が提供されること。

#### 徳島県種子条例

3条 主要農作物の優良な種子は、本県の農業の持続的な発展に不可欠なものであり、その生産は、 当該種子を需要に応じて安定的に供給することを旨として、県並びに種子生産者及び種子生産団 体その他の関係団体の相互の連携及び協力の下に、行われなければならない。

#### 滋賀県農業推進条例

3条 1項 持続的で生産性の高い農業の推進は、農地の生産力を最大限引き出し、農業所得の増大につなげることその他の多様な農業者等が意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

2項 持続的で生産性の高い農業の推進は、琵琶湖およびその周辺地域の環境保全に特に配慮するとともに、地球温暖化その他の気候の変動の農業への影響に積極的かつ効果的に対応することを旨として行われなければならない。

3項 持続的で生産性の高い農業の推進は、国、県、市町、農業者等、農業関係団体および 県民が適切な役割分担の下に連携し、および協力することを旨として行われなければならない。

#### 2.2 知的財産権保護の規定

#### ①知的財産権保護条項の意義

そもそも、公共種子の知的財産保護は、農業の公共性(たとえば良質な食糧の安定供給の必要性)や多面的機能(たとえば農地が有する環境保全機能や農村が有する地域社会維持機能)に裏付けられた農業保護制度の維持から、農地や農業資源(種子など)が有する財産的側面に着目する傾向へと方針転換をしたことを契機として、公共種子の開発に民間企業を参加させるべきとする要請や、官民協働により開発された公共種子が有する知的財産権を保護しようとする立法傾向へと結実したものといえよう。

本稿では、3で後述する種苗法改正により公共種子の知的財産保護条項が注目されているので、以下、その具体的な内容について述べる。

# ②知的財産権保護条項の内容

知的財産権保護の規定を盛り込んだ条例としては、愛知県種子条例6条・12条、北海道種子条例14条、栃木県種苗条例9条および滋賀県農業推進条例16条がある。これらの条項は、種子法廃止に際して、公共種子事業が種苗法に準拠して行われる旨を規定した、「戦略物資である種子・種苗については、国は、国家戦略・知財戦略として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する」(農林水産事務次官通知「稲、麦類及び大豆の種子について」〈平成29年11月15日・29政統1238号〉Iイ。以下「平成29年農水事務次官通知」という)、「稲、麦類及び大豆の種子の品質の確保のため、『種苗法61条1項に基づく指定種苗の生産等に関する基準』(平成14年4月1日農林水産省告示933号。以下、『生産等基準』という)に準拠する」(平成29年農水事務次官通知4〈1〉-〈4〉)の内容、および「種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」(農業競争力強化支援化法8条4号)に即して制定されたものとなっている。

愛知県種子条例6条2項と滋賀県農業推進条例16条を比較してみよう。まず,愛知県種子条例6条2項が,主要農作物の品種開発にあたり,「主要農作物の多様な種子の収集及びその特性の評価を行い,並びに有用な遺伝資源を蓄積し,及び利用するものとする」と,種子が有する財産的価値の存在およびその利用に強い関心を抱き(同条例6条2項),品種改良の結果として公共種子の遺伝情報が知的財産としての価値を有することに着目し,「県が開発した主要農作物の優良な品種に係る知的財産権の取得その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と,公共種子の知的財産権保護に必要な施策を講じるよう努める旨を明言している(同条例12条)。

次に、滋賀県農業推進条例16条は、知事が新品種等の知的財産保護について採るべき施策として、 「育成者権、特許権、実用新案権その他の知的財産の取得のための手続を行うとともに、取得した知 的財産権を適正に管理するもの」として具体的に定め、かつ、「県が育成した農産物の新品種」また は「県が発明し、または考案した農作物の栽培方法に関する技術」という文言に明示されるように、 種苗法により知的財産権保護の対象となる「育成者権」を条例による知的財産権保護の対象として明

示している点において立法的な意義が認められよう。なぜなら,滋賀県農業推進条例は,一方では,公共種子制度の根本事項を主要農作物の種子の安定生産に関する条項として明定しつつ(同条例10条),他方では,公共種子の知的財産権保護を担保するため,種苗法に準拠した育成者権等の保護にまで条例の射程を及ぼしているからである(同条例16条)。

このように概観すると、一見したところ、滋賀県農業推進条例は、前述の栃木県種苗条例のように、公的種子制度における技術的事項に種苗概念を挿入しつつ、種苗の知的財産権保護を行う旨を定めた、公的種子制度から完全に脱しきれない中途半端な立法例であるかにみえる。栃木県種苗条例は、種苗概念や種苗法に準拠した公共種苗制度を模索してはいたが、その定義規定(同条例2条)、種苗法61条1項により定められた基準や種苗生産契約概念(同条例6条)および知的財産権の保護等(同条例9条)が、種子法の制定内容と類似した奨励品種の原種苗等の生産に関する条項(同条例8条)等の中で、異質な条項であるかに見え、全体的に唐突な印象を与える条項を抱えているように見えた。

しかし、滋賀県農業推進条例は、「持続的で生産性の高い農業の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項等を定めることにより、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策を総合的に推進し、もって滋賀の農業の健全な発展に資することを目的とする。」と目的規定を定め(同条例1条)、前述の基本理念(同条例3条)を達成するために、農地の生産力の最大化(同条例7条)、情報通信技術等の活用を推奨し(同条例9条)、近江の伝統野菜の保護(同条例12条)、環境と調和の取れた農業の普及(同条例14条)や気候変動への対応(同条例15条)などの施策を総合的に展開し、それらの施策と並行して、新品種等の知的財産権保護(同条例16条)の具体的な内容を定める。

滋賀県農業推進条例は、「持続的で生産性の高い農業の推進」を根源的な目標と定め、前述の基本理念を具体化するための総合的な施策を展開しつつ、食料の安定供給を図りつつ、環境と調和の取れた農業や新品種等の知的財産権保護などを違和感なく盛り込んだ点において、種苗条例の典型例となりえる。

# 【公共種子の知的財産権保護を定めた条項の制定例】

#### 愛知県種子条例

6条 1項 県は、県に蓄積された知識、技術及び経験を活用して、県内の気象、土壌その他の自 紫的条件に適した主要農作物の品種の開発を行うよう努めるものとする。

2項 県は、前項の開発のため、民間事業者等との連携に努めるとともに、主要農作物の多様な種子の収集及びその特性の評価を行い、並びに有用な遺伝資源を蓄積し、及び利用するものとする。

12条 県は、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を図るため、主要農作物の種子の生産及び供給に係る者の育成及び確保、主要農作物の種子の生産及び供給の体制の整備、県が開発した主要農作物の優良な品種に係る知的財産権の取得その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

# 滋賀県農業推進条例

| 16条|| 知事は,県が育成した農作物の新品種,県が発明し,または考案した農作物の栽培方法に

関する技術その他の県の有する農業に関する知的財産の適切な保護を図るため、育成者権、特許権、 実用新案権その他の知的財産権の取得のための手続を行うとともに、取得した知的財産権を適正 に管理するものとする。

#### 栃木県種苗条例

9条 県は、種苗生産等計画策定者、種苗事業者、種苗生産者その他関係者と連携し、奨励品種のうち県が育成をした品種に係る知的財産権を保護するものとし、当該知的財産権の活用に努めるものとする。

# 3 種苗法改正と公共種子制度

#### 3.1 種苗法改正

#### ①種子法と種苗法

種子と種苗は、日常用語としては特段区別が必要な概念ではなく、種苗(ナエ)は種子(タネ)が成長したものというイメージで把握される傾向にある。しかし、種子法と種苗法は、その対象や内容について全く異なる法律である。種子法は、本稿1.1で前述したように、主要農作物の品種改良を通じて、食糧の安定供給や安全かつ安価な公共種子を普及させることを目的とした法律である<sup>15</sup>。種子法廃止後は、種子条例、種苗条例および種子要綱が、公共種子に関する根本事項を定め、食糧の安定供給や安全かつ安価な公共種子を普及させている。これに対して、種苗法は、園芸植物や農作物の品種改良により得られた知的財産権(育成者権)を保護するための法律である<sup>16</sup>。すなわち、種子法は公共の利益を追究し実現するための行政法に属する立法として分類されるのに対して、種苗法は育成者権という私的な利益・権利を保護する知的財産法であるといえる。

#### ②種苗法と育成者権

育成者権は、品種登録により発生する(種苗19条1項)。品種登録を受けようとする者が農林水産大臣に所定の事項を記載した願書を提出して行う(種苗5条1項)。この願書に添付する説明書には、出願品種の植物体の特性、それにより他の植物体と明確に区別されることになる特性、出願品種の育成および繁殖の方法、種子または種菌を種苗としない品種(栄養繁殖植物の品種)にあっては、植物体の保存状況、出願品種の主たる用途および栽培場の留意事項を記載する(種苗則7条1項〈種苗則は、種苗法施行規則の略称〉)。育成者権は、原則として保護される(種苗20条1項)。しかし、育成者権が制限される例外的な場合として、「農家の自家増殖」(旧種苗21条2項本文)があったが、令和2年

<sup>15)</sup> 農文協編集部【表 II-1】「種子法と種苗法のちがい」農文協編『種子法廃止でどうなる?』(農文協, 2017年) 34 頁。

<sup>16)</sup> 農文協編集部・前出注(15) 【表Ⅱ-1】34頁。

12月の種苗法改正により、自家増殖の見直しなどの改正がなされた。

#### ③種苗法改正(令和2年12月)の概要

種苗法改正(令和12月、第203回国会)の概要は、以下の通りである。

- A 育成者権者の意思に応じて海外流出防止等ができるようにするための措置
  - a) 育成者権が及ばない範囲の特例の創設
    - ・登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例を設ける(種苗21条の2~21条の4)。これにより、海外へ持ち出されることを知りながら種苗等を譲渡した者も刑事罰や損害賠償等の対象となる。育成者権の侵害罪は、10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金が科せられる。
    - ・輸出・栽培地域に係る制限の内容は農水省ウェブサイトで公表し、登録品種である旨及び制限がある旨の表示も義務付け、違反者には10万円以下の過料となる(種苗21条の2第3項・5項・6項、57条の2、75条)。
  - b) 自家増殖の見直し

育成者権の効力が及ぶ範囲の例外規定である、農業者が登録品種の収蔵物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる自家増殖は、育成者権者の許諾に基づき行う(旧種苗21条2項・3項)。

c) 質の高い品種登録審査を実施するための措置 審査内容の充実のため、出願者から審査の実費相当額を徴収するとともに、出願料及び登録料の水準を引き下げる(種苗6条、15条の3、45条)。

# B 育成者権を活用しやすくするための措置

- a) 品種登録簿に記載された特性(特性表)と被疑侵害品種の特性を比較することで両者の特性が同一であることを推定する制度を設け、侵害立証を行いやすくする(種苗35条の2)。
- b) 育成者が特性表の補正を請求できる制度,裁判での証拠等に活用できるよう育成者権が及ぶ品種か否かを農林水産大臣が判定する制度を設ける(種苗17条の2,35条の3)。

#### C その他

- a) 特許法等にならい,職務育成品種規定の充実(種苗8条),外国人の権利享有規定の明確化(種苗10条4号),在外者の代理人の必置化(種苗10条の2),通常利用権の対抗制度(種苗32条の2),裁判官が証拠書類提出命令を出す差異の証拠書類閲覧手続の拡充(種苗37条)の措置を講じる。
- b) 指定種苗制度について、指定種苗の販売時の表示のあり方を明確化する措置を講ずる(種苗59条第1項2号)。

#### D 改正種苗法の施行期日

施行期日は令和3年4月1日だが、Ab)「自家増殖の見直し」(旧種苗21条2項・3項の見直し) およびAc)「質の高い品種登録審査を実施するための措置」(種苗6条、15条の3、45条)に ついては令和4年4月1日, Ca)「外国人の権利享有規定の明確化」(種苗10条4号)については公布日(令和3月30日)である。

#### ④「公的機関開発品種の許諾ガイドライン」の概要と公共種子制度への影響

「公的機関開発品種の許諾ガイドライン」(本稿1.1.参照)は、下記の通り、7点の対策を講じるよう求めている。当該ガイドラインは、種苗法に基づき品種登録を受けた公共種子や公共種苗の知的財産権保護を確保するための対策を講じている。言外のことではあるが、公共種子や公共種苗を種苗法に基づき品種登録することが前提となっている。

1) 登録品種の許諾条件は、開発目的や品種特性、普及方針、産地づくりの方針等に即して設定する。

#### 【ガイドライン抜粋1】

公的機関開発品種(國井補注:公共種子や公共種苗)は、農業現場における諸課題の解決や農業者等の収益の増大をもたらすものであり、種苗法に基づき品種登録を受けた品種は、品種特性が適切に発揮されるよう合理的な許諾条件を定め、適切に許諾等を行う。なお、不足する種苗の供給を農業業者自身による増殖で補う場合は、改正種苗法により令和4年4月1日からは農業者が自ら得た収蔵物の一部を自己の経営の次期作用の種苗として用いる場合も許諾が必要となることを踏まえ、その種苗の品質管理や手法及び増殖を認める期間を明らかにした上で許諾契約を締結する。

#### 〈筆者コメント〉

種子法が廃止され、種苗法に準拠しつつ、公的種子制度が運用されることになったとき、種苗法が知的財産権保護を目的とする法律であることを踏まえて、大企業が公共財としての性質を持つ公的種子の遺伝情報や品種改良ノウハウを活用して新たな「品種」を生み出し、化学肥料などと抱き合わせ販売をし、大企業に有利な条件の下で販売が展開されるとの危惧が、農業者や一般消費者に広く浸透していた<sup>17</sup>。

農水省は、かかる懸念を払拭するべく、「改正種苗法について一法改正の概要と留意点一」(農林水産省ウェブサイト掲載資料・令和3年4月。以下「農水省ウェブサイト資料」という)を作成した。「既存品種が大企業等に勝手に品種登録されてしまうとの誤解」において、新品種を開発した者が出願した後に、農林水産省が、出願品種の開発経緯等の調査をして、第1要件「出願から1年より前に国内流通していないか、出願者自身が開発したか等」を確認し要件を充たさない場合に登録が拒絶され、第1要件をクリアした場合であっても、第2要件「既存の品種と異なるか」等の調査を実施し、新品種ではない場合には登録が拒絶される。すなわち、第1要件と第2要件を充たした場合にのみ品種登録ができ、育成者権が発生することを解説している(「農水省ウェブサイト資料」6頁)。

この「農水省ウェブサイト資料」とともに、本ガイドライン【抜粋1】の内容は、相互補完的に、かかる誤解を解消するのに資するだろう。

<sup>17)</sup> 國井義郎「種子法廃止と種苗法」名古屋学院大学論集(社会科学編)54巻4号68頁・69頁。

2) 登録品種の許諾条件は、産地づくり等を担う農業者、農業者団体、流通関係者等の意向も踏まえた上で設定する。

#### 【ガイドライン抜粋2】

公的機関は、国内、またはそれぞれの地域における農業振興上の課題解決に責務があることを踏まえ、登録品種の開発の目的を最大限実現するためにも、普及に携わる農業者や農業者団体、 又は流通関係者等の意向も踏まえて許諾の条件や手続を設定することが適切である。

#### 〈筆者コメント〉

種子条例、種苗条例および種子要綱において、公共種子ないし公共種苗を官民協働で開発する旨を定める条項が見られるが、種苗法に基づく品種登録が広く行われるようになれば、【ガイドライン抜粋2】の内容を踏まえた条項(許諾条件および手続に関する官民協働条項)を既存の条例ないし要綱に挿入することも求められるかもしれない。しかし、種苗法および種苗則の枠組みが確固たるルールとして定着しているから、かかる官民協働条項がない場合であっても、【ガイドライン抜粋2】の趣旨は活かされるであろう。

3) 既に利用されている既存の登録品種等については、現在の利用実態を十分に勘案の上、許諾条件を設定する。

#### 【ガイドライン抜粋3】

育成者権者が形成しようとする産地との競合や不適切な技術・気候条件における栽培による低品質な収蔵物の流通,それらによるブランド価値の低下,さらには海外への流出といった問題が発生しているかを検討の上,許諾条件を設定する必要がある。また,許諾の下に増殖を認める場合であっても追加的な手続を不要とする,あるいは可能な限り簡便な手続とすることに併せて,許諾料についても,許諾手続きに必要な事務経費等について農業者に負担を求めることはあり得るものの,農業者の営農の支障とならないよう配慮が必要である。

#### 〈筆者コメント〉

登録種苗が本来育成に適した環境にあってこそその品質が維持される。かかる視点からは、【ガイドライン抜粋3】の観点からの対応策が求められよう。なお、「国内の栽培地域指定(指定地域以外の栽培の制限)」について、令和3年4月1日以降は、特定の地域に栽培を限定することで、産地形成を勧めることを目的とした制度が適用されるので、第1に、「指定地域なし」とする届出を行うことは認められない、第2に、「指定地域」以外であっても育成権者の許諾により栽培は可能である(「農水省ウェブサイト資料」15頁)。

4) 流出防止等を図る必要のある登録品種は、流出防止に必要十分かつ合理的な許諾条件を設定する。

## 【ガイドライン抜粋4】

公的機関開発品種は、改正種苗法の令和3年4月施行で措置された、登録品種の海外への持ち出 し制限や国内の栽培地域の制限の届出を確実に行い、さらには流出が想定される国においての品 種登録を勧めることで、登録品種の流出の防止を図ることが重要である。

#### 〈筆者コメント〉

登録種苗が海外に流出する実例は、主として高級フルーツ(シャインマスカット)などで生じている(「農水省ウェブサイト資料」8頁)。稲でも、魚沼産コシヒカリなどのブランド米があるので、海外流出事例が発生する可能性があると思われるので、【ガイドライン抜粋3】で提示された対策は必要であろう。

5) 産地形成を図る際の許諾契約や許諾料について農業者の営農の支障とならないよう配慮する。

#### 【ガイドライン抜粋5】

許諾契約や許諾料について、許諾を受ける団体や農業者の労務及び経費負担が、当該品種の開発目的や産地づくりの方針に照らして、公正かつ合理的なものとなるように配慮する。

#### 〈筆者コメント〉

従前の公共種子事業においては、種苗法の育成者権について考察されることが稀であったので、許諾契約や許諾料について農業者の利益を考慮するという視点が求められよう。種子条例や種苗条例にも官民協働条項が定められているが、その内容を公共種子開発や品種改良の場面に限定せずに、知的財産権保護の場面においても考慮する必要があろう。なお、農水省は、下記抜粋の通り、登録品種の許諾契約の雛形(「(参考)登録品種の許諾契約のイメージ」)を示して提案している(「農水省ウェブサイト資料」18頁)。かかる許諾契約の雛形も広く定着するかもしれない。

#### 【「(参考) 登録品種の許諾契約のイメージ」(水稲の例) のみ抜粋】

・許諾手続は、団体等がまとめて行うことが可能であり、現場で円滑に許諾手続きが進むように、 契約書のひな型を作成・配布予定であることから、現場での事務負担が過度に増加することは 想定されない。

#### (水稲の例)

1 増殖の有無

種子の増殖は行わない

種子の増殖を行う

- 2 増殖を行う種子量及び許諾料

  - ②許諾料は○円kgとし、①の実績に応じた総額を翌3月末日まで指定口座に振り込む
  - ③本契約の有効期間は契約日から3年とし、意向増殖を行う場合は別途契約を行う。
- 3 種子の適切な取り扱い
  - ①増殖した種子は第三者に譲渡しない
  - ②余剰種子は遅滞なく廃棄または籾すりを行い食用とする
  - ③第三者から増殖した種子の譲渡の申し出があった場合は、遅滞なくその旨を○○県農林水産 部△△課に報告する

6) 有機農業における種子の増殖に際して適切な許諾条件とする。

#### 【ガイドライン抜粋6】

有機農業では、原則として、化学肥料や化学合成農薬の使用を行わない栽培によって生産された種子を利用することが求められているが、このような条件に適合した種子が有機農業者に十分供給されていない状況下では、有機農業に取り組む農業者が自ら、又は目的を同じくしたグループで種子を生産し使用する場合がある。このような有機農業特有の栽培体系において、公的機関が開発した登録品種が利用される場合は、種子入手の代替性がない現状に鑑み、各都道府県における有機農業推進計画等を踏まえて、有機農業者が今まで実施してきた栽培体系が損なわれないような許諾条件や手続きを設定することが望ましい。

# 〈筆者コメント〉

公共種子制度の準拠法として種苗法を選択したとき、種苗法が育成者権(知的財産権)保護を目的とする法であることや、大企業による種子開発が自由に行われる結果として特定の種子が市場を寡占・独占することが危惧されていた<sup>18)</sup>。また、種苗法改正によって、農家の自家増殖が見直されることから、有機農業が将来においても従前通りに行えるのか、不安視することもありえた。しかし、かかる不安は、「強制的に特定の登録品種の利用を供用されるとの誤解」によって、第1に、種苗法は開発者の許諾なく新品種を無断で増殖や栽培をされないための制度であり、第2に、種苗法により農業者が特定の品種の選択を強制されることはなく、第3に、農業者は多く流通している一般品種を含めて作付ける品種を選択することができることが広く知られると、解消されると期待される(「農水省ウェブサイト資料」7頁)。

#### 7) 積極的な情報の発信

#### 【ガイドライン抜粋7】

公的機関は、自らの開発品種に限らず、各都道府県内で利用されている品種について、それらが登録品種に該当するのか、海外への持ち出し制限や国内の栽培地域の制限の条件が設定されているか等の情報を、農林水産省が提示する情報なども踏まえ積極的に農業者等に周知することにより、各都道府県内の農業者が適切に品種を利用できるように配慮することが重要である。

#### 〈筆者コメント〉

愛知県種子条例13条は、「県は、主要農作物の優良な種子の安定的供給の重要性について県民の関心と理解を深めるため、主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と定める。この条項は、県民への啓発や知識の普及について定めているが、情報発信の足がかりとなりうると思われる。さらに、愛知県種子条例12条は、「県が開発した主要農作物の優良な品種に係る知的財産権の取得その他の必要な施策を講ずる」ことを求めているが、この「知的財産権の取得その他の必要な施策」は、農業者への登録品種

<sup>18)</sup> 國井義郎「種子法廃止と種苗法」名古屋学院大学論集(社会科学編)54巻4号68頁・69頁。

の性質等の情報提供や情報発信の足がかりになると思われる。

#### 3.2 結びにかえて

前稿および本稿を通じて、種子法廃止後の公共種子制度について考察を深めた。その過程で、前稿の所論を本稿において変更し修正することもあった。種苗法改正による種子条例・種苗条例および種子要綱への影響については、本稿3.1において考察を試みた。その中で述べることができなかったことや今後の課題について簡潔に述べたい。

第1に、令和3年4月1日施行の種子条例および滋賀県農業推進条例を概観し、種苗法に準拠した公共種子制度の運用においては、知的財産権保護の重要性を再認識するとともに、公共種子開発における官民協働が契機となって、公共種子や公共種苗に関する適切な情報開示や情報提供が重要であることが理解でき、自治体の責務が増してくることが推測できよう。

第2に、滋賀県農業推進条例では、公共種子制度の根本事項のみならず、「持続的で生産性の高い農業」(前文・1条)を目指すにあたり、琵琶湖および周辺地域の環境保全への配慮(3条2項)、官民協働の進展(3条3項)、消費者等の需要に対応した農産物の生産の促進(8条)、情報通信技術等の活用など(9条)、多様な農業者等の確保および育成(13条)、環境と調和の取れた農業の普及(14条)および気候変動への対応(15条)を総合的に考慮した上で農業振興策を打ち出す必要があることが理解できた。このことは、滋賀県にとどまらず、全国においても考慮されるべきことであろう。

第3に、種苗法に準拠しながら公共種子制度を運用すれば、知的財産保護を契機として農業資材としての種子・種苗の有する経済的価値やそれに付随する市場原理がより深い次元で浸透するのは自明の理であり、本稿3.1.②において、特定の大企業が種子開発を寡占・独占し化学肥料との抱き合わせ販売などが行われるという懸念は、種苗法改正について考察する過程である程度は払拭された。しかし、公共種子や公共種苗は、今後、民間企業が開発する種子や種苗との市場競争にさらされている。農業者が自発的に種子や種苗を選び農業を行うことになり、有機農業や集約型大規模農業など農業経営形態の選択の幅は拡張されたことと相まって、種子や種苗が農業資材として把握されその経済性や効率性を重視する方向性が強まれば、公共種子や公共種苗の将来がどのようになるのか、今後とも関心を持って考察できればと考えている。